

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成28年7月21日（平成28年（行情）諮問第471号）

答申日：平成28年12月21日（平成28年度（行情）答申第624号）

事件名：特定地番の地図訂正に係る書類等の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、文書1については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）は適用されないとして不開示とし、文書2については、これを保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

法3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年2月4日付け総第37号及び同第38号により、那覇地方法務局長（以下「処分庁」という。）が行った各不開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、次に掲げる①及び②の裁決を求めるが、これら裁決のない場合には次に掲げる③の裁決を求める。

- ① 特定地番の土地（以下「特定土地」という。）の地図（不動産登記法14条（旧17条）の地図）が訂正された事実（訂正日及び訂正原因等を含む。）を土地登記簿に記載する。
- ② 原処分2の不開示決定に係る文書を国が保有すべき期間が経過し廃棄処分した結果として保有していないことを疎明する。
- ③ 原処分1ないし原処分2の不開示決定を取り消す。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

ア 審査請求人は、特定土地の隣接地の所有名義人である。

審査請求人の国に対する特定土地の地図訂正請求にもかかわらず国の地図訂正責任義務懈怠は長期に及び、国の地図訂正義務懈怠を要因とする混乱は年々累積し解決は至難となっていた。

イ 平成22年当時那覇地方法務局宜野湾出張所特定登記官の「コクバ（国家損害賠償請求）でもしたら。」との言葉に耐えかねた審査請求人が「特定土地の地図は法定許容誤差を超える誤差がある。その訂正責任は国にあり、国は地図訂正すべき。」旨平成22年12月に行政

不服審査法に基づいて国に不服申立てした結果、やっと国は地図訂正した。

ウ 特定土地とその隣接地との境界を巡る混乱の解決には、特定土地の地図が訂正された事実（訂正日及び訂正原因等を含む。）を公証（証明）する文書の謄本も必要である。

なぜなら訂正前の地図は法定許容誤差内に収まっているものとして登記所に備え付けられ国の不作為により訂正されることなく40年以上にわたり謄本が社会に出回っているからである。

エ ところが国は、特定土地の地図が訂正された事実（訂正日及び訂正原因等を含む。）を土地登記簿に記載しないばかりか、原処分1ないし原処分2の不開示決定通知のとおり地図訂正に係る一切の文書の不開示を決定した。

これら国の不作為ないし不開示決定は、不動産登記法の目的（1条不動産の表示及び不動産に関する権利を公示するための登記に関する制度について定めることにより、国民の権利の保全を図り、もって取引の安全と円滑に資することを目的とする。）にも矛盾する。

（2）意見書

ア 原処分1について

（ア）平成27年12月9日那覇地方法務局総務課の教示に誤りがあった。

同課が行政文書開示請求用紙に「情報公開法の規定に基づき」と記載した。同課職員がこの用紙を差し出し「これに書いて下さい。」と教示したから、手書部分のみ開示請求人代理人が記載した。証拠として資料1（略）を提出する。

（イ）審査請求人は、同課職員の誤った教示に従った結果、不開示決定の理由にされたのだから、救済措置が講じられるべきで、始めから不動産登記法などに基づいて開示請求があったものとみなされ、取り扱われるべきである。

（ウ）審査請求人は特定地番の地図訂正に利害関係がある（次のイのとおり利害関係がある）から、不動産登記法121条の規定により、登記簿の付属書類等の閲覧を請求できるし、登記簿の付属書類のうち政令で定める図面の全部または一部の写しの交付も請求できる。

イ 原処分2について

（ア）地図訂正請求があった事実

審査請求人は、平成22年12月16日頃、那覇地方法務局宜野湾出張所特定登記官に対して、「請求人所有権登記名義土地の地図および特定地番土地の地図に共通する分筆線に誤りがある。登記官の過誤が原因だから国の責任で訂正せよ。未だ境界立会できず、混

乱は地域に波及拡大し累積続けている。地図訂正急げ。国の長期に渡る地図訂正義務懈怠は違法または不当。」旨，地図訂正請求し，同日，同登記官に却下された。

(イ) 不服申立てがあった事実

審査請求人は，平成22年12月22日頃，登記官らの地図訂正義務懈怠（不作為）について，那覇地方法務局長宛てに不服申立てた。同日，同局総務課特定課長補佐及び同局筆界特定室特定職員が申立てを聴取した。不服申立日から数週間後，同特定補佐から審査請求人に地図訂正すると電話があった。

(ウ) 見つからないのであれば，登記官の過誤による地図の誤りが国の責任で訂正された事実と地図訂正日を証できるなんらかの書面を審査請求人に交付して戴きたい。もし法務大臣職権で可能なら，地図訂正された土地ごとに，地図訂正の事実，原因及び訂正日付を登記記録に記録して戴きたい。

ウ 審査請求人は，上記ア及びイの意見において，以下のものの該当部分を含む開示を請求する。

① 不動産登記法の規定

121条1項及び2項 登記簿の付属書類等

② 不動産登記令に規定するもの

③ 不動産登記規則に規定するもの

13条2項，電磁的に記録する地図の筆界点の座標値の記録

（該当地図は平成18年12月中に地図の電磁記録化完了）

（申請情報等の保存）

17条2項 登記官は，書面申請において提出された申請書及びその添付書面その他の登記簿の付属書類を，第19条から第22条までの規定に従い，次条第2号から第5号までに掲げる帳簿につづり込んで保存するものとする。

18条2号，6号，7号，8号，9号及び10号の各号の帳簿の該当部分。

23条 職権表示登記等つづり込み帳

24条 決定原本つづり込み帳

25条 審査請求書類等つづり込み帳

27条の3第1項2号 登記関係帳簿保存簿

28条1項11号 職権表示登記等事件簿

29条（記録の廃棄）登記所において登記に関する電磁的記録，帳簿書類を廃棄するときは，法務局又は地方法務局長の認可を受けなければならない。

93条及び95条 実地調査書

登記官は実地調査を行った場合には、その調査の結果を記録した調書を作成しなければならない。

96条 職権表示登記等事件簿の記載事項

登記官は、職権で表示に関する登記をしようとするときは、職権表示登記等事件簿に登記の目的、立件の年月日、及び立件番号並びに不動産所在事項を記録しなければならない。

④ 不動産登記法の施行に伴う登記事務の取扱いについての通達（法務省民二第457号平成17年2月25日）による規定

第1, 11(2)オ 職権による地図等の訂正の手続は、職権による表示に関する登記についての手続に準ずるものとする。

第1, 11(2)カ 地図管理システムに登録されている電子地図の訂正票地図管理システムに登録されている電子地図の訂正を行った場合においては、準則第17条第1項第7号の規定にかかわらず、訂正票を作成し、適宜、別途保管するものとする。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件審査請求に係る開示請求の対象とされた行政文書及び原処分

本件審査請求に係る開示請求の対象とされた行政文書は、①特定地番の地図訂正にかかる一切の書類（平成22年12月から翌年1月頃）（文書1）及び②同所同番の地図訂正請求にかかる不服申立て（審査請求）等一切の書類（平成22年12月に口頭及び書面で申し立てた書類）（文書2）であり、処分庁は、法9条2項の規定に基づき、①については法の適用が除外されているため、②については行政文書を保有していないため、いずれも不開示決定（原処分）を行った。

(2) 審査請求人が主張する本件審査請求の理由

地図訂正がされた事実を登記記録に記載しないこと及び原処分を行ったことは不動産登記法1条に規定する目的と矛盾する。

(3) 原処分の妥当性

文書1については、職権表示登記等書類つづり込み帳（不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）23条）につづり込まれるものであり、登記の申請書等と同様に、不動産登記法122条に規定する登記簿等に含まれることから、不動産登記法153条の規定に基づき、法の規定は適用されないものである。

また、文書2については、那覇局において、審査請求書等つづり込み帳のほか、他の帳簿も確認したものの、該当する文書はなかった。

(4) 結論

以上のことから、本件開示請求について、不開示とした原処分は、妥当である。

なお、審査請求書には、上記主張の他に、特定土地の地図が訂正された事実を土地登記簿に記載する旨及び原処分2の不開示決定に係る文書を国が保有すべき期間が経過し、廃棄処分した結果として保有していないことを疎明することについても記載があるが、これらについては原処分に対する審査請求ではないことから、判断しないこととする。

2 補充理由説明書

(1) 本件地図訂正に係る文書について

ア 文書1に該当する文書について

文書1に該当する文書には、職権調査書、地積測量図の写し、不動産登記法14条1項に規定する地図の写しがある。

これらの文書は、全て職権による地図訂正に関する書類であることから、職権表示登記等書類つづり込み帳（不動産登記規則18条7号）につづられることとされており、通常、同帳簿以外につづられることは考えられない（不動産登記規則23条）。

なお、文書1に該当する文書は、下記(3)(文書2)に係る書類と併せて探索したが、職権調査書、地積測量図の写し、不動産登記法14条1項に規定する地図の写し以外の書類を確認することができなかった。

イ 文書1が不動産登記法155条に規定する登記簿等に含まれると判断した理由について

不動産登記法155条で規定する登記簿等とは、登記簿、地図、建物所在図及び地図に準ずる図面並びに登記簿の附属書類をいう。

ここでいう登記簿の附属書類とは申請書及び嘱託書その添付書類または土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の添付図面のみならず、登記官が職権により行った登記に関して作成した書類も含まれると解される。

登記官が職権により行った登記に関して作成した書類も登記簿の附属書類に含まれると解される理由は、これら書類に基づいて登記官が登記をし、又は地図等の訂正をしたものであり、これらの手続の適法性を裏付ける資料に他ならないからである。

よって、文書1は、不動産登記法155条に規定する登記簿等に含まれると判断した。

なお、文書1は登記簿の附属書類であることから、不動産登記法121条2項ただし書の規定に基づき、閲覧申請を行うことができるため、下記(2)のとおり、那覇地方法務局は審査請求人に対し同条ただし書に基づく閲覧を請求するよう促したところである。

(2) 本件開示請求時の教示等について

審査請求人が文書1の閲覧を請求する際、那覇地方法務局の職員が法

に基づく開示請求を行うように指示したことは事実である。

しかし、その後、当省及び那覇地方法務局で当該開示請求に係る協議を行った結果、文書1の閲覧を行うには、法による開示請求ではなく、不動産登記法121条2項ただし書に基づく、地図訂正書の閲覧請求によるべきであるとの結論に至ったことから、審査請求人に対し、同条ただし書に基づく閲覧請求を行うように指示した次第である。

その際、那覇地方法務局は、平成27年12月10日頃から同月21日頃までの間に、審査請求人に対し口頭（電話）により当該開示請求を取り下げるとともに閲覧請求を行うよう促した。

これに対し、審査請求人は、同月24日に那覇地方法務局宜野湾出張所において、当該審査請求に係る文書の閲覧を行ったものの、当該開示請求の取下げは行わなかった。

したがって、処分庁は、審査請求人が取下げに応じなかったことから、結果として当該開示請求については、不開示とした。

(3) 文書2について

平成27年12月9日、審査請求人から、地図訂正にかかる審査請求等一切の書類について、行政文書開示請求があったことから、那覇地方法務局は、「審査請求事件」の行政文書ファイルを探したが、当該審査請求書を発見できなかった。

さらに、那覇地方法務局は、当該審査請求を「苦情・要望」と捉えた場合、「苦情・要望関係書類」につづられている可能性も否定できないため、当該文書ファイルも探索したが、当該審査請求書を発見できなかった。

加えて、平成22年当時の関係者（総務課、筆界特定室及び宜野湾出張所の職員）に、審査請求の有無などについて確認したところ、審査請求人に関する審査請求について記憶している者はいなかった。

以上のとおり、複数の行政文書ファイルの探索及び当時の関係者へ聴取した結果を踏まえ、審査請求人から審査請求はされておらず、当該書類は存在しないと判断した。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年7月21日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年8月30日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年10月17日 審議
- ⑤ 同年12月5日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同月9日 審議
- ⑦ 同月19日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙に掲げる文書1及び文書2の開示を求めるものであり、処分庁は、文書1については、不動産登記法153条の規定により、法の適用が除外とされているとし、文書2については、保有していないとして、いずれも不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は原処分の取消し等を求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について、検討する。

2 文書1に関する法の規定の適用の可否について

(1) 法の適用除外規定（不動産登記法153条）の意義

不動産登記法153条は、登記簿等（登記簿、地図、建物所在図及び地図に準ずる図面並びに登記簿の附属書類（同法122条））及び筆界特定書等については、法の規定は適用しない旨を定め、不動産登記法121条2項は、登記簿の附属書類の閲覧等について規定している。これは、不動産登記制度は、専ら私権の保護を目的としており、独自の完結した体系的な開示制度を備える必要があるからである。したがって、登記簿等について不動産登記法による閲覧等と法による公開とを重ねて実施した場合には、利用者に無用の混乱を招くおそれがあることなどから、不動産登記法により閲覧等の手続が定められているものについては、法の適用を除外することとされている。

(2) 検討

ア 諮問庁は、文書1に該当するのは、職権調査書、地積測量図の写し及び不動産登記法14条1項に規定する地図の写しの3文書であり、これらの文書は全て職権による地図訂正に関する書類であることから、職権表示登記等書類つづり込み帳につづられている旨説明する。

当審査会において、諮問庁から上記3文書の提示を受けて確認したところ、これらは、特定土地に係る地図訂正に関する職権調査書並びにそれに添付された地積測量図の写し及び訂正前後の地図であると認められる。

不動産登記規則23条によると、職権表示登記等書類つづり込み帳には、職権による表示に関する登記及び地図その他の図面の訂正に関する書類をつづり込むものとする旨規定されており、上記3文書が職権調査書など職権による地図訂正に関する書類であることを勘案すると、それらの文書は、全て職権表示登記等書類つづり込み帳につづられているとする諮問庁の説明を不合理ということはできない。また、探索した結果、上記3文書以外に文書1に該当する文書は確認できなかったとする諮問庁の説明を覆すに足りる事情も認められない。

イ そこで、文書1（以下、上記3文書のことを指す。）に関する法の規定の適用の可否について検討する。

（ア）諮問庁は、文書1は登記官が職権により行った登記に関して作成した書類であり、これら書類に基づいて登記官が登記をし、又は地図等の訂正をしたもので、これらの手続の適法性を裏付ける資料に他ならないことから、不動産登記法153条（諮問庁は、補充理由説明書（上記第4の2）で「不動産登記法155条」と記載しているが、いずれも同法153条の誤りとのことである。）で規定する「登記簿等」に含まれる「登記簿の附属書類」と解され、よって、同法153条の規定に基づき、法の規定は適用されないものである旨説明する。

（イ）他方、諮問庁は、文書1は「登記簿の附属書類」であることから、不動産登記法121条2項の規定に基づき、閲覧申請を行うことができるため、那覇地方法務局が審査請求人に対し閲覧を請求するよう促し、審査請求人は当該文書の閲覧を行った旨説明するところ、諮問庁から、審査請求人の当該閲覧請求に係る申請書の提示を受け、当審査会において確認したところ、本件開示請求の約2週間後に、審査請求人の代理人の名義で、文書1に係る本件開示請求と同様の記載による閲覧請求をし、当該文書の閲覧をしていると認められる。

（ウ）そうすると、文書1は、不動産登記法上、「登記簿の附属書類」として、現に同法121条2項に基づく閲覧請求の対象として取り扱われていると認められることから、上記（ア）の諮問庁の説明についても、不自然、不合理であるとはいえない。

（エ）以上のとおり、文書1は、不動産登記法153条に規定する登記簿等に当たると認められることから、同条の規定により、法の規定は適用しないものとして不開示とした原処分1は、妥当である。

3 文書2の保有の有無について

（1）文書2は、平成22年12月に口頭及び書面で申し立てた特定地番の地図訂正請求に係る不服申立て（審査請求）等一切の書類である。

（2）審査請求人は、文書2に係る不服申立ては、平成22年12月22日頃、那覇地方法務局長宛てに行い、同局職員からの聴取を経て、数週間後に地図訂正するとの連絡があった旨主張する。

（3）これに対し、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求時に、那覇地方法務局において、「審査請求事件」の行政文書ファイルを探したが、上記（1）の不服申立て（審査請求）に係る審査請求書を発見できず、さらに、当該審査請求を「苦情・要望」と捉えた場合、「苦情・要望関係書類」につづられている可能性も否定できないため、当該文書ファイルも探索したが、該当す

る審査請求書は発見できなかった。

イ 加えて、平成22年当時の関係者（総務課、筆界特定室及び宜野湾出張所の職員）に、上記（1）の不服申立て（審査請求）に係る審査請求の有無などについて確認したが、審査請求人に関する審査請求について記憶している者はいなかった。

ウ 以上のとおり、複数の行政文書ファイルの探索及び当時の関係者へ聴取した結果を踏まえ、審査請求人から審査請求はされておらず、当該書類は存在しないと判断した。

（4）以上を踏まえ検討すると、諮問庁から、審査請求人が主張する不服申立てに係る地図訂正に関する文書である文書1（職権調査書、地積測量図の写し及び不動産登記法14条1項に規定する地図の写し）の提示を受け、当審査会において確認したところ、職権調査書に平成23年1月13日に地図訂正を行った旨の記載が認められるものの、その外の測量図等を含め、不服申立て（審査請求）に関する記載は認められない。

また、上記（1）の不服申立て（審査請求）に関係する文書が保存されていると考えられる複数の行政文書ファイルを探索し、さらに当時の関係者に確認したとする諮問庁の探索の方法及び範囲に、特段の問題があるとも認められない。

そうすると、当該不服申立て（審査請求）について確認できなかったとする諮問庁の説明を不自然、不合理であるとはいえず、これを覆すに足りる事情も存しないことから、那覇地方法務局において、文書2を保有しているとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、文書1につき、不動産登記法153条の規定により、法が適用されないとし、文書2につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、文書1は同条の登記簿等に該当すると認められ、また、文書2は那覇地方法務局において保有しているとは認められないので、妥当であると判断した。

（第1部会）

委員 岡田雄一、委員 池田陽子、委員 下井康史

別紙（本件対象文書）

文書1 特定地番の地図訂正にかかる一切の書類（平成22年12月から翌年1月頃）

文書2 特定地番の地図訂正請求にかかる不服申立て（審査請求）等一切の書類（平成22年12月に口頭及び書面で申立てた書類）